

報道関係者各位

令和7年11月27日

建設業法に基づく調停申請への対応について

静溪ポンプ場建設（第21-1）工事にかかる逸失利益等の損害賠償については、これまで受注者と交渉を継続してまいりましたが、合意に至りませんでした。

つきましては、受注者が建設業法第25条の11第1号に基づく調停申請を行った旨、京都府建設工事紛争審査会より令和7年11月19日付けで通知があり、11月21日に通知文書を受領いたしましたので、報告いたします。

本市としましては、この紛争解決に向け、顧問弁護士と協議の上、適切に対応してまいります。

1. 事件番号等

京紛調第138号事件

2. 調停申請年月日

令和7年10月31日

3. 申請人

鶴美・ホクタン・サン開発特定建設工事共同企業体
代表者 鶴美建設株式会社

4. 被申請人

舞鶴市長 鴨田秋津

5. 管轄

京都府建設工事紛争審査会

6. 事務局

京都府建設交通部指導検査課



SDGs 未来都市

舞鶴市上下水道部浸水対策課（担当：江上、井上）
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044
[TEL:0773-66-2077](tel:0773-66-2077)、[FAX:0773-66-0510](tel:0773-66-0510)
E-mail:s-taisaku@city.maizuru.lg.jp